はしがき

我が国の障害者施策は、近年の国際的なうねりの中で大きく動いてきている。とりわけ、国連において平成18年に採択され、平成20年に発効した「障害者の権利に関する条約」（略称：障害者権利条約）は、障害者の権利に関する包括的・総合的な国際条約として、国内外の障害者施策を前進させることになった。

我が国においても、平成19年に障害者権利条約に署名した後、締結に向けた国内法の整備が進められてきているところである。条約では、障害を理由とする差別の禁止についても、締結国による適切な措置の実施を求めており、我が国でも、平成23年には、条約の差別禁止に係る規定の趣旨を取り込む形で障害者基本法の改正が行われている。

本書の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（略称：障害者差別解消法）は、障害者基本法第４条に掲げられた基本原則を踏まえ、差別の禁止に関するより具体的な規定を示し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めるものである。

政府においては、平成25年４月、障害者差別解消法案を閣議決定し、国会へ提出した。国会では、同年５月の衆議院の採決に続き、同年６月に参議院において採決が行われ、何れも全会一致で可決・成立している。また、同法は、内閣提出法案（閣法）であるが、提出に当たっては、特に自民党・公明党・民主党の３党を中心に検討や協議が行われ、その際には障害者団体やそのほかの関係者からのヒアリング等も行われた。障害者差別解消法は、そうした丁寧な積み重ねの上に

立案されており、その点で閣法ではあるものの実質的な議員立法であるとも言える。

このような特筆すべき経過を辿った障害者差別解消法は、障害者の自立と社会参加に関わる広範な分野を対象として、障害を理由とする差別の解消に向けた措置等を定めるものである。ボリューム的には、障害者差別解消法の条文数は本則で26条にとどまるが、内容的には、相当な深さと広がりを持った法律である。このため、法律の実効性を確保するのに不可欠なガイドライン等の作業量を踏まえ、障害者差別解消法の施行まで約３年の準備期間が設けられており、一部を除き平成28年４月１日から施行されることとなる。また、障害者権利条約も平成25年12月に批准に必要な国会の承認手続きが終了した。

本書は、こうした状況を踏まえ、障害者差別解消法の制定経緯、内容等をできるだけ客観的に解説するとともに、法案に関わった関係者の気持ちや思いを同時に伝えようとするものである。

本書が、障害者差別解消法の理解の一助となり、ひいては差別のないインクルーシブな社会の実現に貢献することを願ってやまない。